

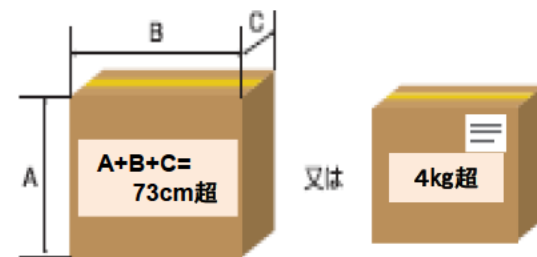
## 特定信書便事業とは

以下の3つの役務のいずれかのサービスを提供する事業

### ◎ 1号役務（大型信書便役務）

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、  
又は重量が4kgを超える大型の信書便物を送達

○ 主なサービス例： 本庁と支庁等の中の文書等の巡回、定期集配便



### ◎ 2号役務（3時間役務）

信書便物が差し出された時から3時間以内に  
その信書便物を送達

○ 主なサービス例： バイクや自転車等を利用した急送サービス



### ◎ 3号役務（高付加価値役務）

1通の料金の額が800円を超える信書便物を  
送達

○ 主なサービス例： 電報類似サービス、高セキュリティサービス

